○関東地方整備局告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年関東地方整備局告示第三百二十一号東京都市計画河川事業第十一号古川

三　事業施行期間　自平成二十年九月十日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年関東地方整備局告示第三百二十五号東京都市計画河川事業第五号石神井川

三　事業施行期間　自平成二十一年十一月二十五日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十日　関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	幸手市大字上高野字菩薩前一〇九一番一から同市大字上高野字菩薩前一〇四六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十日

○関東地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十日　関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百五十七号	船橋市栄町二丁目二七三〇番一〇五九から同市栄町二丁目六番一〇まで	関東地方整備局及び千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十日

○関東地方整備局告示第百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十一年建設省告示第三百七十八号富士北麓都市計画下水道事業富士北麓流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十一年三月十六日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第四百五十号富士北麓都市計画、都留都市計画、大月都市計画及び上野原都市計画下水道事業桂川流域下水道

三　事業施行期間　自平成六年三月二日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
甲州市大和町初鹿野字日川原一六六八番一から同市大和町初鹿野字日川原一六六〇番一地先まで	前	二四・二〇～三九・二二メートル	〇・〇七〇キロメートル
	後	一四・三九～四七・七五メートル	〇・〇七〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十日　関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	甲州市大和町初鹿野字日川原一六六〇番一地内	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十日